

主治医殿

倭文 保育園(所)長・こども園長

治癒証明書のお願ひ

お手数ですが保育園(所)、こども園の健康管理の指導上必要なので、治癒証明をいただきますようお願い申し上げます。

治癒証明書（登園許可）

保育園(所)長・こども園長

住 所

園 児 名

生年月日

年

月

日生

上記の園児は 月 日以来（ ）にて加療中であったが
治癒したので感染のおそれはなく、 月 日より集団生活が可能と認めます。

年 月 日

医療機関

医 師 名

印

◎登園(所)してはいけない病気(学校保健安全法施行規則第19条より抜粋)は、治癒証明書が必要です。

感染症(コレラ、赤痢など)以外にも他の園児に感染する恐れがあるために、学校保健安全法により、登園を停止される病気があります。(下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。)

病 名	登園停止の期間
百日咳	特有のせきが止まるまで。
麻疹(はしか)	発疹を伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹がなくなるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157を含む) 流行性結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

※ その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。

※ その他の感染症については、感染症予防法などによって定められた期間、休園してください。

◎インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法規則第19条により登園停止期間が定められており、専用の登園停止経過報告書(別様式)の提出が必要です。

◎次については治癒証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。
受診結果については速やかに保育園(所)、こども園へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑
ヘルパンギーナ	マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭シラミ
水いぼ	とびひ	RSウイルス	